

平成31年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

入札契約制度の改正について

建設業は地域の基幹産業として、良質な社会基盤の整備を通じて市民の暮らしや経済を支えるだけでなく、その役割は、施設の長寿命化対策や地域の災害復旧などますます多様化しております。

このような中、本市では、いわゆる「担い手三法」の目的や基本理念等に基づいて、将来にわたる担い手の確保や工事等の品質確保などの喫緊の課題に対応するため、具体的な制度改正を進めておりますが、平成31年度につきましても引き続きその趣旨を踏まえ、建設工事及び建設コンサルタント業務等について、下記のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 低入札価格調査制度の導入
2. 最低制限価格制度における制限割合の適用範囲（上限値）の見直し
3. 建設工事における余裕期間制度の導入（試行）
4. 入札方法等の一部変更（試行）の継続
5. 「障がい者優先調達推進企業」に対する優遇措置の開始

平成 31 年 3 月 29 日

大分市総務部 契約監理課

1. 低入札価格調査制度の導入について

総合評価落札方式を適用する工事の入札については、国の通知に基づきダンピング受注の防止や適切な履行確保を図るため、最低制限価格制度の適用を廃止し、低入札価格調査制度を導入します。

(1) 制度概要

低入札価格調査制度では、あらかじめ基準となる価格(調査基準価格)を定め、調査基準価格未満の価格を提示した者に対し、当該価格において適正な履行がなされるか否かを調査し、適正な履行がなされると認める場合には、落札者とする制度です。

(2) 対 象

建設工事のうち、総合評価落札方式による入札を行うもの

(3) 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定する価格のことです。

設計額をもとに①、②により割合を算定後、③により調査基準価格を算定します。

① 割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 割合の適用範囲について

$$7/10 \leq \text{割合} \leq 9.1/10$$

※割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9.1/10)を上回る場合は9.1/10とする。

③ 調査基準価格の算定式について

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

(4) 失格基準価格

調査基準価格を下回った場合に、低入札価格調査を行わず、失格とする基準として設定する価格のことです。

$$\text{失格基準価格} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

※共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

※その他経費 = 共通仮設費率計上分 + 現場管理費 + 一般管理費等

【消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置】

(3) 調査基準価格における割合の算定式及び(4) 失格基準価格の算出において、上記の1.08ではなく1.10を乗じる場合があります。

(5) 調査対象者

総合評価落札方式による入札で、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回った場合に、調査対象者となります。

(6) 調査の方法

開札の結果、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回っていた場合は、次の事項について資料等の提出を求め、施工体制等を確認し、低価格においても適正な履行がなされるか否かについて、大分市低入札価格調査委員会にて審査を行います。

- ①入札価格積算の根拠に関する事項
- ②施工体制及び労務、資材等の調達等に関する事項
- ③施工実績等に関する事項
- ④経営状態
- ⑤その他

(7) その他

低入札価格調査の対象となった者との契約については、次の事項を実施します。

- ①施工に当たっては、監督、検査業務を強化する。
- ②工事目的物引渡後1年を経過するまでの間、必要に応じて施工内容の確認を行う。
- ③必要な条件を満たした場合、専任の技術者を1名追加配置する。
- ④契約保証金の引き上げを行う。

◆ 平成31年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 最低制限価格制度における制限割合の適用範囲(上限値)の見直しについて

本市では、平成29年度から建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札における最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)モデル等に準拠した算定方法を実施しておりますが、制限割合の算定結果が上限値を上回るケースがかなり見られたことから、適用範囲の上限値を変更します。

(1) 建設工事

設計金額が130万円を超える建設工事(ただし、総合評価落札方式の工事を除く。)

設計額をもとに①、②、③により制限割合を算定後、④により最低制限価格を算定します。

| | 現 行(平成 30 年度) | 改正後 (平成 31 年度) |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ①制限割合の算定式 | (直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費等×55%) × 1.08 ^{※注} / 設計額 | 現行どおり ※注 消費税及び地方消費税の 税率改正に伴う経過措置 として、1.10 を乗じる場合 があります。 |
| ②制限割合の適用範囲(下限値) | 7/10 | 現行どおり |
| ③制限割合の適用範囲(上限値) | 9/10 | 9.1/10 |
| ④最低制限価格の算定式 | 最低制限価格 = 予定価格 × 制限割合 | 現行どおり |

(2) 建設コンサルタント業務等

全て現行どおり

◆ 平成31年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

3. 建設工事における余裕期間制度の導入について(試行)

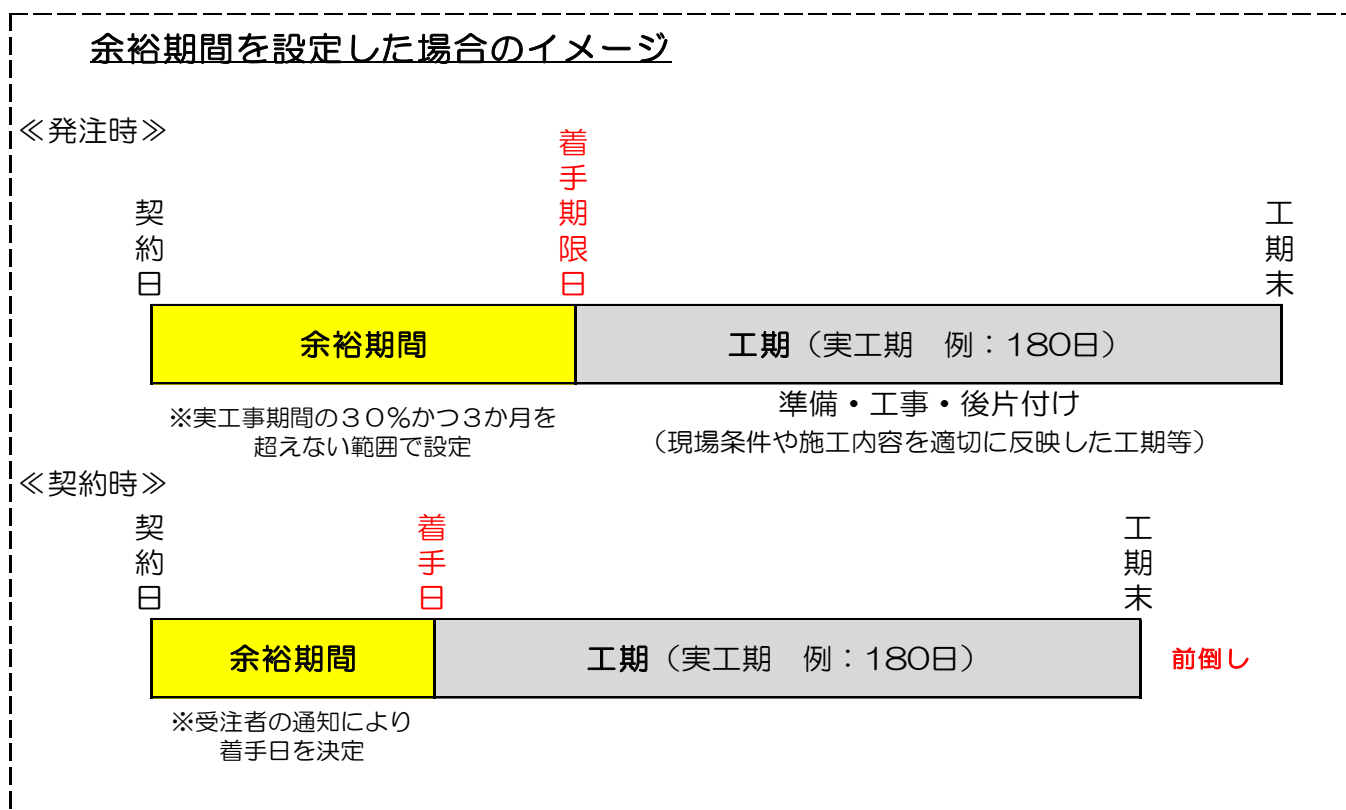
工事着手前に労働者の確保や建設資機材等の調達ができる期間(余裕期間)を設定することにより、受注者側の観点から施工時期の平準化を図ることで、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため余裕期間制度を試行します。

(1) 対象工事

設計金額130万円を超える建設工事で、発注者が必要と認めた工事

(2) 余裕期間制度の方式

発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者が工事の始期を選択する「任意着手方式」を適用します。



(3) 余裕期間

工事の実工期(工事日数)を算出し、その期間の30%かつ3か月を超えない範囲で設定します。

(4) 余裕期間内の技術者等の配置

余裕期間内における主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置は不要です。

(5) 余裕期間内の現場管理

余裕期間中の現場管理は、発注者の責任で行うこととし、受注者は現場事務所等の設置、測量、詳細設計、工場製作、資機材の工事現場への搬入等の工事準備及び工事を行うことができません。

(6) 工期

受注者が決定した工事の始期から、発注者が指定する実工期(工事日数)が経過した日までを工期とします。

(7) 契約保証金

落札の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に添えて提出する必要があります。履行保証保険契約等については、契約書類提出時に保証期間が開始されている必要があります。

(8) 請負業者賠償責任保険

工事の始期から保険期間が開始されていること

(9) 前金払

契約日から30日以内に請求できます。

◆ 平成31年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

4. 入札方法等の一部変更(試行)の継続について

平成30年度から入札不調対策として試行してきました、①建築一式工事における入札参加者基準の一部変更、②管工事における指名業者数・入札参加者基準の一部変更につきましては、いずれもこの入札方法により、不調件数の減少が図られたことから平成31年度も継続します。

①建築一式工事

設計金額が1,000万円以上1,500万円未満の案件について、建築一式の等級がD等級の業者のうち平均完工高が対象案件の設計金額(税抜)を上回る業者について参加できることといたします。

【入札方法等の一部変更部分】

| | 変更前 | 変更部分(平成31年度継続部分) |
|------------------------------------------|-----|------------------|
| 建築一式工事 設計金額 1,500万円未満 1,000万円以上 | C等級 | C等級 D等級 ※注1 |

※注1 平均完工高が対象案件の設計金額(税抜)を上回る業者に限ります。

②管工事

管工事C等級(設計金額500万円未満)の案件について指名競争入札の指名業者数を現行の6者から10者といたします。

また、その入札において、入札不調となった場合は、指名替えを行わず、管工事B等級及びC等級(指名希望順位1位又は2位)を入札参加資格要件として、一般競争入札に移行します。

【入札方法等の一部変更部分】

| | 変更前 | 変更部分(平成31年度継続部分) |
|----------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 管工事 C等級 設計金額 500万円未満 | 指名競争入札 (指名6者) | 指名競争入札 指名10者 ※注2 |
| | | ※上記の入札が不調の場合 |
| | | 一般競争入札へ移行 <<入札参加資格要件等>> ・ B等級及びC等級 ・ 指名希望順位 1位又は2位 ・ 手持工事の入札参加制限を除外 |

※注2 障害者雇用促進企業等の優遇措置指名につきましては、従来どおり1者の追加指名とします。

5. 「障がい者優先調達推進企業」に対する優遇措置の開始について

障害者就労施設等への積極的な発注により、障がい者の就労支援に取り組む業者に優遇措置を実施することで、民間事業者の障害者就労施設等からの物品又は役務の調達を促進し、障害者就労施設等の経営基盤を強化するとともに障がい者の自立を図ります。

(1) 対象企業(申請要件)

次の①から④を全て満たす必要があります。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①大分市建設工事及び測量・建設コンサルタント業務の入札参加有資格者名簿に登録していること。 |
| ②大分市内に本店を有すること。 |
| ③大分市障がい者就労応援企業として認定されていること。 |
| ④大分市内の障害者就労施設等への物品又は役務の合計調達金額が前年度において、常用雇用労働者数が45.5人未満の事業者は300万円以上、常用雇用労働者数が45.5人以上の事業者は300万円に法定雇用障害者数を乗じた金額以上であること。 |

(2) 届出等(原則)

| | |
|------|--------------------|
| 届出日 | 8月1日～8月31日(随時申請可) |
| 有効期間 | 1年間(10月1日～翌年9月30日) |

※平成31年4月1日より届出を開始(経過措置)

(3) 優遇措置

①一般競争入札(建設工事のみ)

優遇措置・・・手持ち工事を2件から3件とする。

②指名競争入札(建設工事、建設コンサルタント業務)

優遇措置・・・1者を追加指名するよう努める。

※なお、障害者雇用促進企業の優遇措置を適用した場合は除く。

◆ 平成31年6月1日以降の登録名簿公表後に公告及び指名執行通知を行うものから適用します。

令和元年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る 入札契約制度の改正について

本市では、いわゆる「担い手三法」の目的や基本理念等に基づいて、将来にわたる担い手の確保や工事等の品質確保などの喫緊の課題に対応するため、様々な制度改正を進めております。具体的には、本年4月から建設工事のうち、総合評価落札方式の入札については低入札価格調査制度の導入等を実施しております。

こうした中、国等においてダンピング対策の更なる徹底に向けた見直しが行われたことを踏まえ、本市においても下記のとおり制度改正を行います。

制度改正

1. 低入札価格調査制度の適用範囲の見直しについて
2. 最低制限価格制度の制限割合の適用範囲等の見直しについて

令和 元 年 5 月 20 日
大分市総務部 契約監理課

1. 低入札価格調査制度の適用範囲の見直しについて

○ 本市において、低入札価格調査制度は建設工事のうち総合評価落札方式を適用する入札にのみ導入しています。

(1) 調査基準価格について

① 割合の算定式 …… 変更なし

$$\frac{\text{※注1 (直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{※注2 設計額}}$$

② 割合の適用範囲

| | 現 行 | 改正後 |
|-----------|--------|---------------|
| 適用範囲(下限値) | 7/10 | 7.5/10 |
| 適用範囲(上限値) | 9.1/10 | 9.2/10 |

③ 調査基準価格の算定式 …… 変更なし

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times \text{割合}$$

(2) 失格基準価格について …… 変更なし

$$\text{失格基準価格} = (\text{直接工事費} \times 87\% + \text{その他経費} \times 70\%) \times 1.08$$

◆ 令和元年6月3日以降に入札公告を行うものから適用します。

2. 最低制限価格制度の制限割合の適用範囲等の見直しについて

(1) 建設工事

① 制限割合の算定式 …… 変更なし

○ 制限割合の算定式は、低入札価格調査基準価格における「①割合の算定式」と同じです。

② 制限割合の適用範囲

| | 現 行 | 改正後 |
|----------------|--------|---------------|
| 制限割合の適用範囲(下限値) | 7/10 | 7.5/10 |
| 制限割合の適用範囲(上限値) | 9.1/10 | 9.2/10 |

③ 最低制限価格の算定式 …… 変更なし

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(2)建設コンサルタント業務等

○業種区分ごとの変更点

| 業種区分 | 現 行 | 改正後 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 測量業務 | 【制限割合の適用範囲】 6/10 ~ 8/10 | 【制限割合の適用範囲】 6/10 ~ 8.2/10 |
| 地質調査 業務 | 【制限割合の算定項目】 ①直接調査費 100% ②間接調査費 90% ③解析等調査業務費 80% ④諸経費 45% | 【制限割合の算定項目】 ①直接調査費 100% ②間接調査費 90% ③解析等調査業務費 80% ④諸経費 48% |

※上記以外の業種について、変更はありません。

①制限割合の算定式 …………… 上記のとおり地質調査業務に変更点があります。

$$\frac{(\text{項目①} + \text{項目②} + \text{項目③} + \text{項目④}) \times 1.08}{\text{設計額}} \quad \text{※注2}$$

②制限割合の適用範囲 …………… 上記のとおり測量業務に変更点があります。

③最低制限価格の算定式 …………… 変更なし

○最低制限価格の算定式は、建設工事における「③最低制限価格の算定式」と同じです。

◆ 令和元年6月3日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

※注1 共通仮設費積上分は、直接工事費に含みます。

※注2 消費税及び地方消費税の税率改正に伴う経過措置として、1.10 を乗じる場合があります。